

食安輸発1213第1号

平成22年12月13日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課

輸入食品安全対策室長

(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について

(韓国産エゴマのビフェントリンの解除)

標記については、平成22年3月30日付け食安輸発0330第1号(最終改訂：平成22年11月26日付け食安輸発1126第1号)にて通知したところです。

本日、食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)の一部が改正されたことから、同通知の別表1の韓国産エゴマのビフェントリンの項を削り別紙1のとおりとし、通常の監視体制に戻すこととしたので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしく申し上げます。

また、本改正に伴い、平成22年3月30日付け事務連絡の別添1の2を改正し、別紙2のとおりとするので御了知願います。